

オリックス株式会社「(仮称)大藤風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年5月9日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)大藤風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、オリックス株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 高知県四万十市及び高岡郡四万十町
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出力： 最大147,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成31年 2月14日
環境大臣意見受理	平成31年 4月26日
経済産業大臣意見	令和元年 5月 9日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742(直通)

オリックス株式会社「(仮称)大藤風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。また、保安林等については、関係機関と協議・調整した上で、改変する範囲を最小限にすること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林等のほか、多数の河川や沢筋等が存在している。また、同区域の周辺には、環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき定められた環境基準の水域類型の指定を受けている四万十川(河川AA類型)や水道原水の取水地点等が存在している。加えて、本事業は、最大49基の風力発電設備を山地の尾根筋に設置する大規模なものであり、工事中の土砂及び濁水等の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出による水環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、支川・沢筋等からの距離の確保に努めるとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出等を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカの生息が確認されているほか、ハチクマ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域の近傍に位置する四万十川及びその流域は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく「重要文化的景観」(四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と

流通・往来)に選定されているほか、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(平成13年高知県条例第4号)に基づく「重点地域」等に指定されており、同区域及びその周辺は、自然景観及び文化的景観を有し、地域固有の生活、文化及び歴史が四万十川と密接に関わっている。これらのことから、本事業の実施により、景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、それらの管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。